

大阪市立東都島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2、本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「感じる、考える、表現・発信する子ども」育成のために「東都島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、次の4点をあげる。

- ① いじめなど人権問題に関わる内容の解決に向けて校長を中心に組織的に取り組み、ゼロをめざす。
- ② 児童アンケートで、「人をいじめていない」の項目についてのポイントを前年度よりも高める。
- ③ 日ごろの学習や特別活動などの取組を通して、偏見や不合理に気付き、互いに尊重し合える人間関係を築き、協力して生きていくことができるよう、人権教育を計画的にすすめる。
- ④ 人権教育の年間計画を立て、児童の身近ないじめなどの不条理に対して、正義感をもって向かい合うことができるための取組を計画的にすすめる。

3、いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの学校にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

児童が周囲の友人や教職員が信頼できる関係の中、安心安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・学校づくりを行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① I C T活用を推進して、日常づかいのI C T活用による授業改善に向けた研究をさらにすすめる。
- ② キャリア教育では、日ごろの学習で身につけた力とI C Tを活用して、プレゼンを行い、協働的に学ぶ取組を行う。
- ③ C - N E T英語の利用により、ネイティブによる英語授業を行う。
- ④ 地域の老人会や青少年指委員をゲストティーチャーとして招き、交流を深る。

(2) 自己肯定感を高めるために（児童会活動の計画等から）

- ① ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようとする。
 - ② 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役にたっていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供する。
 - ③ 人間関係形成能力【自他の理解能力、コミュニケーション能力】の育成を図る。
 - ④ 児童の発達段階に応じた系統的、継続的なキャリア教育を推進する。
 - ⑤ 夢や希望を持もち、憧れる自己イメージを獲得し、自らの目標に向かって努力する態
- 度を育てる。
- ⑥ 自己の生き方についての考えを深め自己を活かす能力を養う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 各学年の実態に応じた題材を設定し、人権教育を行い、人を思いやる心を育てる。
- ③ 人権問題に関わる内容の解決に向けて、組織的に取り組む。保護者との連携やカウンセリングの機会の充実を進める。
- ④ 職員間の共通理解を図るために、相談・連絡の連携をたえず行う体制を作る。
- ⑤ 人を思いやる心を育てる。いじめなど人権問題に関わる内容にスピード感をもって解決に当たる。

4、いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の日常の様子を学級担任が把握するだけでなく、専科指導担当者や学年付きの職員など、複数の目で一人ひとりの児童を見守り、些細な変化についても担任と連携した情報共有を行う。早い段階から複数の教職員での確に連携する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談などの実施等によりいじめの実態把握に取り組む。児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童や保護者からの訴えや連絡に対して聞き取りやすく話しやすい環境をつくる。
- ③ 事態を真摯に受け止め、状況把握や対応などについて早期対応を行う。

5、いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ② 題材の工夫や指導内容の精選を学年や学校・地域の実態に合わせて行う。
- ② 一人ひとりの個性を認め合い人権感覚を高めることができるよう学校全体で指導力を向上する。
- ③ 人権問題に関わる内容の解決に向けて、組織的に取り組む。保護者との連携やカウンセリングの機会の充実を進める。

6、いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① <名 称> 東都島小学校いじめ問題に関する特別委員会
- ② <構 成> 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭
※ 事案に応じて担任を加える

③ <活動内容>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・毎月の企画会の際に定期的に委員会を開催し、必要に応じて臨時の委員会を開催する。
- ・年に2回程度いじめに関する研修会を実施する。

【年間計画】

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月・12月）
 - ③ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（随時実施）

【研修会】

- ・生活指導研修会（5月）
- ・人権教育実践研修会（2月）

(2) 保護者や地域・関係諸機関との連携

- ① 学校評価において、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。
- ② 日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(3) 取組内容の検証

- ① 地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ② 学校・PTA・地域の民生委員などの関係団体といじめの問題について協議する機会を設けたり学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- ③ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7、重大事案への対処

- ① 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会事務局に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策組織（東都島小学校いじめ問題に関する特別委員会）」に直ちに情報を伝え、その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会事務局に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

- ③ 学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において所管警察署と相談して対処する。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

※ いじめ発見の際の流れ

